

安達郡大玉村における「評価額通知書(登記用)」の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、大玉村長が交付した「評価額通知書(登記用)」を登記申請者に登記申請の添付書類として福島地方法務局二本松出張所へ提出していただいていたりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚大玉村内の不動産（土地・建物）について、所有権移転登記等の登記申請をされる際に、大玉村長が交付してありました「評価額通知書(登記用)」は令和8年8月31日をもって廃止されました。

✚「評価額通知書(登記用)」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記固定資産税課税明細書がない場合は、大玉村長が発行する「固定資産評価証明書」又は「名寄帳の写し」等を取得することにより不動産価格が確認できます（これらの書類の原本添付は不要となりますが、写しの添付にご協力ください。）。

なお、「固定資産評価証明書」、「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、大玉村役場税務課評価係（Tel 0243-24-8094）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、①「固定資産税課税明細書」、②「固定資産評価証明書」、③「名寄帳の写し」により、これまでと同様に不動産の課税標準価額を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただくようお願いいたします。

✚未評価の土地（年内に地目変更した土地を含む。）につきましては、これまでどおり登記官の依頼による大玉村長あての価格通知依頼書（※）により取得した「評価額通知書(登記用)」（無料）を取得することができます（この書類は原本添付が必要となります。）。

なお、大玉村役場で別途評価証明書（有料）を取得する方法もあります。

（※）価格通知依頼書は、所有者等が登記申請に使用する場合のみ、法務局において交付しています（交付の際は、本人確認書類及び登記原因を証する情報の提示が必要）。

詳しくは、福島地方法務局二本松出張所にお尋ねください。

令和8年9月

福島地方法務局二本松出張所
Tel 0243-22-2617